

# 建災防宮城県支部からのお知らせ



安全帯の名称が『**墜落制止用器具**』に変わります

平成 30 年 7 月 6 日

## 労働安全衛生規則等が一部改正されました

《平成 31 年 2 月 1 日施行》

### 改正の背景

高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内蔵損傷や胸部等の圧迫、低酸素脳症等の危険性が指摘されているほか胴ベルト型安全帯使用に係る災害が確認されています。また、国際規格等では身体を肩、腰部、腿等の複数個所で保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。厚生労働省では専門家検討会の検討会報告を受けて、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更し、その名称・範囲と性能要件の見直しを図り、特別教育の新設し墜落による労働災害防止措置を強化しました。

### 改正のポイント

#### 1 安全帯の名称が「墜落制止用器具」に変わりました。

(施行令第 13 条第 3 項第 28 号の改正)

- ★「墜落制止用器具」は、原則「フルハーネス型」を使用することになる。
- ★「墜落制止用器具」として認められるのは、『胴ベルト型（一本つり）』と『ハーネス型（一本つり）』のみ。
- ※「胴ベルト型（U 字つり）」の使用は認められません。

#### 2 ①「安全帯」を労働者に使用させることを事業者<sup>1</sup>に義務付けている規定及び当該規定と関係する規定（例：安衛則第 564 条等）

#### ②作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けている規定（例：安衛則第 566 条等）

における「安全帯」は、「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具【**要求性能墜落制止用器具**】」に変わりました。

#### 【要求性能墜落制止用器具の選定要件】

##### 要件① 6.75m 超の箇所では、フルハーネス型を選定

【注】何故、6.75m か？

自由落下距離（4m）＋ショックアブソーバの伸び（1.75m）＋安全距離（1m）

◎ 高さ 2 メートル以上の箇所で作業を行う場合において、作業床を設けることが困難な箇所で墜落制止用器具を使用する場合（安衛則第 518 条第 2 項）

◎ 高さ 2 メートル以上の作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所で墜落制止用器具を使用する場合（安衛則第 519 条第 2 項）

※ 高さ 6.75m 以下の箇所でフルハーネス型を着用する者が、地面に到達するおそれがあるときは、胴ベルト（一本つり）型の使用可。

※ 建設工事等で高さ 5m 以上の箇所での作業、柱上作業等で高さ 2m 以上の箇所での作業の場合は、フルハーネス型の使用を推奨。

※ 高さ 2m 以上 5m 未満の箇所では、胴ベルト型（一本つり）の使用が望ましい。

**要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定**

- ◎ 着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものであること。  
85 kg用又は 100 kg用

**要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択**

- ◎ フック位置が腰より高い場合＝第 1 種ショックアブソーバを使用
- ◎ フック位置が腰より低い場合＝第 2 種ショックアブソーバを使用

**3 現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは 2022 年（平成 34 年 1 月 1 日）まで。**

**4 墜落制止用器具（フルハーネス型）を用いて行う作業は特別教育が義務化されました。（安衛法第 59 条第 3 項）**

**【対象となる業務】**

高さ 2m 以上の箇所であって作業床を設けることが困難な箇所において「墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

※安衛則第 518 条第 2 項において墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用する作業にかかる業務が該当

**【教育科目・時間】：6 時間**

- I 作業に関する知識（学科 1 時間）
- II 墜落制止用器具(フルハーネス型)に関する知識（学科 2 時間）
- III 労働災害防止に関する知識（学科 1 時間）
- IV 関係法令（学科 30 分）
- V 墜落制止用器具の使用方法（実技 1 時間 30 分）

**【科目省略】**

- ① 規則施行時点において、フルハーネス型を用いて行う作業に 6 ヶ月以上従事した経験を有する者・・・ I、II、V を省略
- ② 規則施行時点において、胴ベルト型を用いて行う作業に 6 ヶ月以上従事した経験を有する者・・・ I を省略
- ③ ロープ高所作業特別教育または足場の組立て等特別教育受講者は、III を省略

**建災防宮城県支部では、今回の安衛則の改正を受け、本年 10 月から毎月宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町 2-48)にて、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を開催いたします。開催実施日の詳細については、近々ホームページに掲載いたしますのでご覧ください。また、仙台市外においても出張教育を行いますので、希望される場合は当支部(☎:022-224-1797)までご連絡下さい。**

**建災防宮城県支部**